

監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年10月29日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘  
同 太 田 眞奈美

1 監査の種類

随時監査

2 監査の実施期間

令和6年8月27日から令和6年9月25日まで

3 監査の対象部課等

町民部 町民窓口課

4 監査の対象

令和5年度における補助金等の交付事務

5 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施にあたっては、町民部 町民窓口課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、補助金等の交付事務が法令、規則等に基づき適切に処理されているか、補助金等の妥当性（公益性）が認められるか、事業の成果確認（有効性）が適正に行われているか等に着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

補助金等に係る予算執行、支出などの会計事務処理や補助事業の執行の適否などについて検査資料等の提出を求め、書類の検査を行った。

7 監査の結果

負担金、補助金及び交付金の交付に係る事務について、概ね適正であると認められた。なお、軽微な留意事項については口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

（1）補助金事務の適正な処理について

寒川町補助金の交付等に関する規則では、補助金等の交付の条件として、補助事業の内容及び事業費を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けることとされているが、承認を受けていなかった。今後は、規則、要綱に沿った正確かつ適正な事務処理に努められたい。